

表1. 感染症発生報告の対象となる疾患一覧

分類	分類根拠	該当感染症	*参考(学校保健安全法施行規則第19条による出席停止期間)
第1種	発生はまれであるが発症すれば重篤な感染症	エボラ出血熱(エボラウイルス病)、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルスによるもの)、中東呼吸器症候群(MERSコロナウイルスによるもの)、特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	完全に治癒するまで
第2種	飛沫感染(しぶき感染)または飛沫核感染(空気感染)し、流行拡大のおそれがある感染症	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日間を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤治療が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱後3日が経過するまで
		流行性耳下腺炎(ムンプス、おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現5日経過し、全身状態が良好になるまで
		風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
		水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消失後2日を経過するまで
		結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
第3種	放置すれば流行拡大の可能性がある感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他(ノロウイルス等による感染性胃腸炎、溶連菌感染症、ウイルス性急性肝炎、マイコプラズマ肺炎)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
その他	学校内の感染対策上、把握が必要と判断される感染症	デング熱、ジカウイルス感染症(ジカ熱)	(学校保健安全法には規定がないが、「医師により治癒と判断されるまで」とするのが妥当)

(*出席停止期間を参考にして自宅休養することが望ましい。)